

# 新型コロナウイルス感染症 支援制度のお知らせ

令和4年12月【第17報】



## 1. 経済・生活面の支援

- 農業生産資材費高騰対策支援事業 p. 1
- 新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時流行対策事業 p. 2
- 2. 申請期限の延長
- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 [申請期限の延長] p. 2

## 1. 経済・生活面の支援

### 農業生産資材費高騰対策 支援金を支給します



農林振興部農業政策課 ☎22-1135  
農林畜産課 ☎22-1136

#### ◆農業生産資材費高騰対策支援金とは

原油や肥料など生産資材費が高騰しているため、下記の「対象となる方」に支援金を支給するものです。

#### ◆対象となる方は

令和4年に農作物(主食用米や転作作物、野菜等)を生産して、出荷している、市内に住所を有する農業者または、市内に所在地を有する農業者組織および農業法人で、次年産以降も営農を続ける方

※農作物の例

主食用米、飼料用米、WCS用稲、牧草、大豆、そば、野菜、果樹、花き等

#### ◆支援金の単価は

令和4年産作付面積

10アールあたり 2,000円

※農作物が主食用米の場合、対象となる作付面積は、市農業再生協議会のデータを基に算出し、生産の目安(令和4年2月同協議会から通知)を上限とします。

※主食用米の場合、自家消費相当分として、交付対象面積から一律10アールを控除します。

※野菜、果樹、花き等は、出荷分の作付面積が支援金の交付対象となります。

※申請者が農業者組織の場合、組織の口座に支給します。

※農業委員会を通さず、個人間で農地を賃貸借している場合は、土地所有者に支給します。

#### ◆申請期間は

令和5年1月31日(火)まで

#### ◆申請方法は

該当者に対し、市から申請書を送付します。必要事項を記入の上、必要書類を添付して、市農業政策課または各総合支所へ提出してください。

#### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し

## インフルエンザワクチン 任意予防接種費用を助成します



市民生活部健康推進課  
☎22-0370

### ◆インフルエンザワクチン 任意予防接種費用の助成とは

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対応するため、下記の「対象となる方」にインフルエンザワクチン予防接種の費用を助成するものです。

### ◆対象となる方は

予防接種日に市内に住所を有する、昭和33年2月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

※高齢者および子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成の対象になっている方は除く

### ◆給付金額は

- (1) 生活保護を受給している方  
全額
- (2) 平成16年4月2日生まれから  
平成19年4月1日生まれまでの方  
全額
- (3) 昭和33年2月2日生まれから  
平成16年4月1日生まれまでの方  
1,000円

### ◆助成を受けるには

予防接種後に、申請書兼請求書に領収書等を添付し、市健康推進課または各総合支所へ提出してください。(郵送可)

### ◆対象期間は

令和4年10月1日から令和5年1月31日までの接種が助成対象となります。

### ◆申請期限は

令和5年2月28日まで

### ◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇領収書（紛失された場合は、医療機関からの「接種済証」）
- ◇申請者名義の振込先口座が分かるもの
- ◇生活保護受給証の写し（対象者のみ）

## 2. 申請期限の延長

『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の申請期限が延長されました。



市民生活部社会福祉課  
☎22-1340

支援制度名称	変更前	変更後
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	令和4年9月30日まで	<b>令和4年12月31日まで</b>